

2017年07月12日

意見陳述書

(原告番号 361) .

原告 宮本 敦

私は、次のとおり意見を述べさせていただきます。

第1 まず、私が本件訴訟の原告になった理由について述べたいと思います。

1 私は岡山弁護士会に所属する弁護士で、弁護士になって15年目になりますが、その前は約24年間裁判官でした。

2 私は、平成28年6月に岡山地裁に提訴された、いわゆる安保法制違憲訴訟の訴訟代理人であるとともに、原告のひとりでもあります。

3 私は昭和17年12月に岡山市で生まれました。現在74歳です。昭和20年の日本が先の戦争に敗れた日の約1か月半前である昭和20年6月29日の未明に、岡山市はアメリカ空軍のB29大型戦略爆撃機約140機の空襲を受けて、雨霰と投下された大量の焼夷弾により、岡山市が火の海となっている中を、当時2歳6か月であった私は、母に背負われて逃げ惑ったという経験を有しています。母の他に、当時7歳であった姉、4歳であった兄、祖母他全7名が幸運にも生き延びましたが、後日母に聞いたところでは、逃げて行く周辺で次々に焼夷弾が炸裂し、母はその日、逃げていた家族全員が死ぬことを覚悟したと申しておりました。

4 私は、かすかな記憶しかありませんが、戦争により自ら命の危険を体験した者として、また家を失うなど財産の大半を失い、そして召集令状により満州に出兵して、終戦により捕虜となり、2年後に無事帰国した父が、母とともに、慣れぬ農業に従事し、生活に苦勞したことや自らも貧困の中で成長した者として、現在も戦争に対しては激しい怒りの感情を抱いております。

5 一般に、戦争による犠牲は余りにも大きく、私には勝敗の如何に関わりなく、今後二度と戦争をしてはならないという痛切な思いがあります。

岡山市が空襲を受けた当時、岡山市の人口は約16万人、家を失うなどした被災者は約12万人で人口の約75パーセント、空襲による死者は約1700人ということです。

また全国では200以上の都市が被災し、全国の被災者は約970万人であり、この戦争による日本国民の死者は、統計により異なりますが、約240万人とも約310万人とも言われています。

6 日本国憲法9条は、わが国は戦争を永久に放棄し、国の交戦権は認めないことを明記しています。

私は、このたび成立したいわゆる新安保法制は明らかに憲法違反であり、再び戦争をすることを許すことになると考えますので、激しい怒りを覚えましたし、自らの体験を踏まえて、自らの人生態度として、この訴訟の原告に加わる以外の選択肢はありませんでした。私は原告のひとりとして、日本がいつまでも戦争をしない国であり続けるように、全力を尽す決意をしております。

7 以上のような理由で、私は本件訴訟の原告となりました。

第2 いわゆる新安保法制は、集団的自衛権の行使を容認する内容であり、憲法違反であることは、議論の余地がないほど明らかであります。

歴代内閣及び内閣法制局は、これまで一貫して集団的自衛権の行使は違憲であるとしてきましたし、圧倒的多数の憲法研究者、もと最高裁長官や複数のもと最高裁判事、各地の弁護士会など、いずれも憲法違反であるとしておりますし、これまで集団的自衛権の行使が憲法違反ではないとする見解を主張してきた者がいたかどうかについては、寡聞にして承知しておりません。

この法律には、多少の前提条件の設定がなされていますが、実質は内閣が従来違憲であるとしてきた内容について、違憲ではないと見解を変更したに過ぎず、違憲であることには変わりはないと思います。

第3 民主主義国家においては、立憲主義のもと、憲法に基づく政治が行われなければならないことは明らかであり、また極めて重要なことでもあります。

1 安倍内閣は、突如としてこれまでの見解を変更し、集団的自衛権行使は違憲ではないと主張して、反対意見も強い中、与党的立場の複数の政党が共同して、これまで自ら違憲であるとの見解であった内容の法律を、国会の多数で強引に押し切って成立させたものであります。

2 もと最高裁長官は、このたびの事態について、「集団的自衛権行使は違憲である。」とされたうえで、「安倍内閣は、法治主義とは何か、立憲主義とは何かをわきまえていない」と厳しく批判されました。

3 憲法違反であることが明白な法律案であっても、国会の多数が違憲ではないと言い張ることで、その法律を成立させることができないわけではありません。

またかつてドイツにおいて、ナチスが権力を掌握すると、「憲法変更改立法」であり、憲法に優先する「全権委任法」を成立させ、ワイマール憲法は事実上停止状態となったという歴史があります。

わが国でも、ナチスと同じように、憲法を無視する政治の暴走と思われる事態が繰り返されております。

第4 司法の役割について

1 政治が理性を失って暴走し、立憲主義や民主主義が崩壊する危険が生じた場合に、最終的にそれを是正するのは主権者である国民の総意ということになりますが、選挙の結果を待つこととなりますので、それには長い時間が必要です。

2 そしてその異常な事態を、比較的迅速に、かつ合理的に是正できる手段として、司法の果たすべき役割は甚だ大きく、それ故に司法に対する国民の期待は大きいこととなります。

3 政治の暴走を危惧するやむにやまれぬ切実な思いで、全国各地で新安保法制違憲訴訟が提起されております。この事件を担当される裁判官の方々はわが国の過去の悲慘な戦争の歴史に思いを致され、司法の果たすべき重い役割と使命を深く自覚され、勇気ある判断がなされることを切望する次第であります。

以上